

補足説明資料 1

工事計画認可申請における適用条文等の整理について

工事計画認可申請における適用条文等の整理について

1. 概要

玄海原子力発電所第3号機及び4号機の所内常設直流電源設備(3系統目)について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく当該工事計画の手続きを行うにあたり、申請対象が適用を受ける「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の条文を整理するとともに、適合性の確認が必要となる条文を明確にするものである。

2. 工事計画認可申請における適用条文の整理結果

【申請対象】

- ・ 非常用電源設備 電力貯蔵装置 蓄電池（3系統目）
- ・ 非常用電源設備 無停電電源装置 計装電源盤（3系統目蓄電池用）
- ・ 浸水防護施設 内郭浸水防護設 3E原子炉周辺建屋堰、4A原子炉補助建屋堰
- ・ 非常用電源設備 基本設計方針の変更を伴うもの
- ・ 計測制御系統施設 基本設計方針の変更を伴うもの

玄海3／4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）に関連する技術基準規則（設計基準対象施設）

※1

- ：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
- ×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

- ：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
- ×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

技術基準規則	所内常設直流電源設備（3系統目）		理由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第四条） 設計基準対象施設の地盤	×	×	設計基準対象施設の地盤に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第五条） 地震による損害の防止	×	×	設計基準対象施設の地震による損傷の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六条） 津波による損害の防止	×	×	設計基準対象施設の津波による損傷の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七条） 外部からの衝撃による損傷の防止	×	×	設計基準対象施設の外部からの衝撃による損傷の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第八条） 立ち入りの防止	○	×	本工事計画は、立ち入りの防止が図られた区域内の原子炉補助建屋及び原子炉周辺建屋に所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する工事であり、建屋における立ち入りの防止に関する設計は、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号（3号）及び平成29年9月14日付け原規規発第1709141号（4号）にて認可された工事の計画（以下、「既工事計画」という。）において、適合性が確認された状態と同じであり、審査対象条文とならない。
（第九条） 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	本工事計画は、人の不法な侵入や不正アクセス行為等の防止が図られた建屋内に所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する工事であり、立入りの防止に関する設計は、既工事計画において、適合性が確認された状態と同じであることから、審査対象条文とはならない。
（第十条） 急傾斜地の崩壊の防止	×	×	設計基準対象施設の急傾斜地の崩壊の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十二条） 火災による損傷の防止	×	×	設計基準対象施設の火災による損傷の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十三条） 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	×	×	設計基準対象施設の発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十四条） 安全避難通路等	○	×	本工事計画は、安全避難通路等が設定された原子炉補助建屋及び原子炉周辺建屋の建屋内に所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する工事であり、所内常設直流電源設備（3系統目）設置に伴い、建屋内の安全避難通路等に関する設計を変更するものではなく、既工事計画において適合性が確認された状態と同じであることから、審査対象条文とはならない。
（第十五条） 設計基準対象施設の機能	×	×	設計基準対象施設の機能に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。

玄海3／4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）に関連する技術基準規則（設計基準対象施設）

※1

- ：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
- ×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

- ：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
- ×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

技術基準規則	所内常設直流電源設備（3系統目）		理由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
(第十六条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	設計基準対象施設の全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十七条) 材料及び構造	×	×	設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十八条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	設計基準対象施設のクラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十九条) 流体振動等による損傷の防止	×	×	設計基準対象施設の燃料体、反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁の流体振動等による損傷の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十条) 安全弁等	×	×	設計基準対象施設の安全弁等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十一条) 耐圧試験等	×	×	設計基準対象施設のクラス機器及び原子炉格納容器の耐圧試験等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十二条) 監視試験片	×	×	設計基準対象施設の容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十三条) 炉心等	×	×	設計基準対象施設の炉心等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十四条) 熱遮蔽材	×	×	設計基準対象施設の熱遮蔽材に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十五条) 一次冷却材	×	×	設計基準対象施設の1次冷却材に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十六条) 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	×	設計基準対象施設の燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十七条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	設計基準対象施設の原子炉冷却材圧力バウンダリに対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。

玄海3／4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）に関連する技術基準規則（設計基準対象施設）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

技術基準規則	所内常設直流電源設備（3系統目）		理由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第二十六条） 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	設計基準対象施設の原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置・検出装置に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十九条） 一次冷却材処理装置	×	×	設計基準対象施設の一次冷却材処理装置に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十条） 逆止め弁	×	×	設計基準対象施設の逆止め弁に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十一条） 蒸気タービン	×	×	設計基準対象施設の蒸気タービンに対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十二条） 非常用炉心冷却設備	×	×	設計基準対象施設の非常用炉心冷却設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十三条） 循環設備等	×	×	設計基準対象施設の循環設備等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十四条） 計測装置	×	×	設計基準対象施設の計測装置に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十五条） 安全保護装置	×	×	設計基準対象施設の安全保護装置に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十六条） 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十七条） 制御材駆動装置	×	×	設計基準対象施設の制御材駆動装置に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十八条） 原子炉制御室等	×	×	設計基準対象施設の原子炉制御室等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十九条） 廃棄物処理設備等	×	×	設計基準対象施設の廃棄物処理設備等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。

玄海3／4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）に関連する技術基準規則（設計基準対象施設）

※1

- ：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
- ×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

- ：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
- ×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

技術基準規則	所内常設直流電源設備（3系統目）		理由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第四十条） 廃棄物貯蔵設備等	×	×	設計基準対象施設の廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第四十一条） 放射性物質による汚染の防止	×	×	放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、非管理区域に設置するので、審査対象条文にならない。
（第四十二条） 生体遮蔽等	×	×	設計基準対象施設の生体遮蔽等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第四十三条） 換気設備	×	×	設計基準対象施設の換気設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第四十四条） 原子炉格納施設	×	×	設計基準対象施設の原子炉格納施設に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第四十五条） 保安電源設備	×	×	設計基準対象施設の保安電源設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第四十六条） 緊急時対策所	×	×	設計基準対象施設の緊急時対策所に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第四十七条） 警報装置等	×	×	設計基準対象施設の警報装置等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第四十八条） 準用	×	×	設計基準対象施設の補助ボイラー、ガスタービン、内燃機関及び電気設備の準用が適用される設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。

玄海3／4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）に関連する技術基準規則（重大事故等対処施設）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

技術基準規則	所内常設直流電源設備（3系統目）		理由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
(第四十九条) 重大事故等対処施設の地盤	○	×	本工事計画は、十分な支持性能を持つ地盤に設置されている原子炉補助建屋及び原子炉周辺建屋に所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する工事であり、建屋を設置する地盤の支持性能は、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号（3号）及び平成29年9月14日付け原規規発第1709141号（4号）にて認可された工事の計画（以下、「既工事計画」という。）において適合性が確認された状態と同じであり、審査対象条文とならない。
(第五十条) 地震による損傷の防止	○	○	所内常設直流電源設備（3系統目）が、地震による損傷の防止が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文である。
(第五十一条) 津波による損傷の防止	○	×	本工事計画は、津波による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋及び原子炉周辺建屋に所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する工事であり、津波による損傷の防止が図られた建屋の設計は、既工事計画において適合性が確認された状態と同じであり、審査対象条文とならない。
(第五十二条) 火災による損傷の防止	○	○	所内常設直流電源設備（3系統目）が火災による損傷の防止が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
(第五十三条) 特定重大事故等対処施設	×	×	特定重大事故等対処施設に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十四条) 重大事故等対処設備	○	○	所内常設直流電源設備（3系統目）が、重大事故等対処設備としての機能を有する設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文である。
(第五十五条) 材料及び構造	×	×	重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十六条) 使用中の亀裂等による破損の防止	×	×	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、維持規格に規定するクラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十七条) 安全弁等	×	×	安全弁等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十八条) 耐圧試験等	×	×	クラス機器の耐圧試験等に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、クラス機器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十九条) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	×	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

玄海3／4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）に関連する技術基準規則（重大事故等対処施設）

※1

- ：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
- ×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

- ：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
- ×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

技術基準規則	所内常設直流電源設備（3系統目）		理由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第六十一条） 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十二条） 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十三条） 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十四条） 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十五条） 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	×	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十六条） 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	×	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十七条） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	×	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十八条） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	×	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第六十九条） 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十条） 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	×	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十一条） 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	×	×	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十二条） 電源設備	○	○	所内常設直流電源設備（3系統目）が、電源設備に該当するため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。

玄海3／4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）に関連する技術基準規則（重大事故等対処施設）

※1

- ：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
- ×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

- ：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
- ×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

技術基準規則	所内常設直流電源設備（3系統目）		理由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第七十三条） 計装設備	×	×	計装装置に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、水計装装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十四条） 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	×	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十五条） 監視測定設備	×	×	監視測定設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十六条） 緊急時対策所	×	×	緊急時対策所に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十七条） 通信連絡を行うために必要な設備	×	×	通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、所内常設直流電源設備（3系統目）は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七十八条） 準用	○	○	所内常設直流電源設備（3系統目）が、原子力発電工作物に係る電気設備に該当し、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」への適合性を確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文である。

（注1）78条が準用している「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」の要求に関する整理については、別紙1に示す。

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令 計装電源盤（3系統目蓄電池用）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準	所内常設直流電源設備（3系統目）		理 由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第四条） 電気設備における感電、火災等の防止	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、電気設備における感電、火災等の防止が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
（第五条） 電路の絶縁	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、電路の絶縁が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
（第六条） 電線等の断線の防止	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、電線等の断線の防止が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
（第七条） 電線の接続	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、接続部分において電線の電気抵抗を増加させないように接続し、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
（第八条） 電気機械器具の熱的強度	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、電路に施設する変圧器、遮断器及び開閉器又は計器用変成器その他の電気機械器具は必要な耐熱クラスのものを使用しており、本条文は審査対象条文である。
（第九条） 高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止	×	×	高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、高圧又は特別高圧の電気機械器具に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十条） 電気設備の接地	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、接地その他の適切な措置が講じられた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文である。
（第十二条） 特別高圧電路等と結合する変圧器等の火災等の防止	×	×	特別高圧電路等と結合する変圧器等の火災等の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、特別高圧電路等と結合する変圧器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十三条） 過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策が講じられた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文である。
（第十四条） 地絡に対する保護対策	×	×	地絡に対する保護対策に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、地絡に対する保護対策を行う設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十五条） 電気設備の電気的、磁気的障害の防止	○	○	申請を行う計装電源盤（3系統目蓄電池用）が、電気設備の電気的、磁気的障害の防止が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令 計装電源盤（3系統目蓄電池用）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準	所内常設直流電源設備（3系統目）		理 由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第十六条） 高周波利用設備への障害の防止	×	×	高周波利用設備への障害の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、高周波利用設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十七条） 電気設備による供給支障の防止	×	×	適用対象外
（第十八条） 公害等の防止	×	×	適用対象外
（第十九条） 架空電線の感電の防止	×	×	架空電線の感電の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、架空電線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十条） 発電所等への取扱者以外の者の立入の防止	○	×	発電所等への取扱者以外の者の立入の防止については、これまでに認可等された工事計画（以下、「既工事計画」という。）において適合性が確認されており、本設備は、発電所等への取扱者以外の者の立入の防止が図られた区域内に設置することとし、立ち入りの防止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
（第二十一条） 架空電線等の高さ	×	×	架空電線等の高さに対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、架空電線及び架空電力保安通信線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十二条） 架空電線による他人の電線等の作業者への感電の防止	×	×	架空電線による他人の電線等の作業者への感電の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、架空電線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十三条） 架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用による感電の防止	×	×	架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用による感電の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、電力保安通信設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十四条） 電力保安通信線の混触の防止	×	×	電力保安通信線の混触の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、電力保安通信線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十五条） 異常電圧による架空電線への障害の防止	×	×	異常電圧による架空電線への障害の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、架空電線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十六条） ガス絶縁機器等の危険の防止	×	×	ガス絶縁機器等の危険の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、ガス絶縁機器等を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十七条） 加圧装置の施設	×	×	加圧装置の施設に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令 計装電源盤（3系統目蓄電池用）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文

×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）

×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準	所内常設直流電源設備（3系統目）		理 由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第二十八条） 水素冷却式発電機の施設	×	×	水素冷却式発電機の施設に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、水素冷却式の発電機又はこれに附属する水素冷却装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十九条） 油入開閉器等の施設制限	×	×	適用対象外
（第三十条） 発変電設備等の損傷による供給支障の防止	×	×	発変電設備等の損傷による供給支障の防止に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十一条） 発電機等の機械的強度	×	×	発電機等の機械的強度に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、発電機、変圧器並びに母線及びこれを支持するがいしに該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十二条） 常時監視をしない発電所等の施設	○	○	玄海原子力発電所の構内には、計装電源盤（3系統目蓄電池用）の運用に必要な知識及び技能を有するものが常時駐在し、異常を早期に発見できる。
（第三十三条） 高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設	×	×	高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、高圧及び特別高圧の電路の避雷器に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十四条） 電力保安通信設備の施設	×	×	電力保安通信設備の施設に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、電力保安通信設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十五条） 災害時における通信の確保	×	×	災害時における通信の確保に対する要求であり、計装電源盤（3系統目蓄電池用）は、電力保安通信設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令 蓄電池（3系統目）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準	所内常設直流電源設備（3系統目）		理 由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第四条） 電気設備における感電、火災等の防止	○	○	申請を行う蓄電池（3系統目）が、電気設備における感電、火災等の防止が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
（第五条） 電路の絶縁	○	○	申請を行う蓄電池（3系統目）が、電路の絶縁が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
（第六条） 電線等の断線の防止	×	×	申請を行う蓄電池（3系統目）が、電線等の断線の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第七条） 電線の接続	○	○	申請を行う蓄電池（3系統目）が、接続部分において電線の電気抵抗を増加させないように接続し、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。
（第八条） 電気機械器具の熱的強度	×	×	電気機械器具の熱的強度に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、電路に施設する変圧器、遮断器及び開閉器又は計器用変成器その他の電気機械器具に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第九条） 高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止	×	×	高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、高圧又は特別高圧の電気機械器具に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十条） 電気設備の接地	○	○	申請を行う蓄電池（3系統目）が、接地その他の適切な措置が講じられた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文である。
（第十二条） 特別高圧電路等と結合する変圧器等の火災等の防止	×	×	特別高圧電路等と結合する変圧器等の火災等の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、特別高圧電路等と結合する変圧器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十三条） 過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策	○	○	申請を行う蓄電池（3系統目）が、過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策が講じられた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文である。
（第十四条） 地絡に対する保護対策	×	×	地絡に対する保護対策に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、地絡に対する保護対策を行う設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十五条） 電気設備の電気的、磁気的障害の防止	○	○	申請を行う蓄電池（3系統目）が、電気設備の電気的、磁気的障害の防止が図られた設計であることを確認する必要があるため、工事の内容（本申請内容）に関連し、本条文は審査対象条文である。

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令 蓄電池（3系統目）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）
×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準	所内常設直流電源設備（3系統目）		理 由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第十六条） 高周波利用設備への障害の防止	×	×	高周波利用設備への障害の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、高周波利用設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第十七条） 電気設備による供給支障の防止	×	×	適用対象外
（第十八条） 公害等の防止	×	×	適用対象外
（第十九条） 架空電線の感電の防止	×	×	架空電線の感電の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、架空電線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十条） 発電所等への取扱者以外の者の立入の防止	○	×	発電所等への取扱者以外の者の立入の防止については、これまでに認可等された工事計画（以下、「既工事計画」という。）において適合性が確認されており、本設備は、発電所等への取扱者以外の者の立入の防止が図られた区域内に設置することとし、立ち入りの防止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
（第二十一条） 架空電線等の高さ	×	×	架空電線等の高さに対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、架空電線及び架空電力保安通信線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十二条） 架空電線による他人の電線等の作業者への感電の防止	×	×	架空電線による他人の電線等の作業者への感電の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、架空電線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十三条） 架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用による感電の防止	×	×	架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用による感電の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、電力保安通信設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十四条） 電力保安通信線の混触の防止	×	×	電力保安通信線の混触の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、電力保安通信線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十五条） 異常電圧による架空電線への障害の防止	×	×	異常電圧による架空電線への障害の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、架空電線を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十六条） ガス絶縁機器等の危険の防止	×	×	ガス絶縁機器等の危険の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、ガス絶縁機器等を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十七条） 加圧装置の施設	×	×	加圧装置の施設に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置を使用する設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令 蓄電池（3系統目）

※1

○：設備として技術基準規則の適合が必要な条文

×：設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○：審査対象条文（工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文）

×：審査対象外条文（工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文）

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準	所内常設直流電源設備（3系統目）		理 由
	※1 関連条文	※2 審査対象条文	
（第二十八条） 水素冷却式発電機の施設	×	×	水素冷却式発電機の施設に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、水素冷却式の発電機又はこれに附属する水素冷却装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第二十九条） 油入開閉器等の施設制限	×	×	適用対象外
（第三十条） 発変電設備等の損傷による供給支障の防止	×	×	発変電設備等の損傷による供給支障の防止に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十一条） 発電機等の機械的強度	×	×	発電機等の機械的強度に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、発電機、変圧器並びに母線及びこれを支持するがいしに該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十二条） 常時監視をしない発電所等の施設	○	○	玄海原子力発電所の構内には、蓄電池（3系統目）の運用に必要な知識及び技能を有するものが常時駐在し、異常を早期に発見できる。
（第三十三条） 高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設	×	×	高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、高圧及び特別高圧の電路の避雷器に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十四条） 電力保安通信設備の施設	×	×	電力保安通信設備の施設に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、電力保安通信設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
（第三十五条） 災害時における通信の確保	×	×	災害時における通信の確保に対する要求であり、蓄電池（3系統目）は、電力保安通信設備に該当しないため、審査対象条文とならない。